

令和7年度介護支援専門員【専門研修Ⅰ】を受講された方へ

介護支援専門員証の更新に必要な研修のお知らせ

介護支援専門員証の更新には、【専門研修Ⅱ】の受講が必要となります。

専門研修Ⅱ（更新研修）または専門研修Ⅱ（現任研修）を受講してください。

*受講要件は〈研修の手引き〉で確認し、受講対象となる年度の研修に申込みをしてください。

専門研修Ⅱ（更新研修）

・有効期間満了日がおおよそ1年後の方。

令和8年度受講対象者⇒有効期間満了日：令和9年1月1日から令和9年12月31日

令和9年度受講対象者⇒有効期間満了日：令和10年1月1日から令和10年12月31日

専門研修Ⅱ（現任研修）

・現任の介護支援専門員で、現在の専門員証の交付年月日以降の実務経験が3年以上の方

・有効期間満了日がおおよそ2年後の方

令和8年度受講対象者⇒有効期間満了日：令和10年1月1日から令和10年12月31日

令和9年度受講対象者⇒有効期間満了日：令和11年1月1日から令和11年12月31日

*その他の要件は、必ず〈研修の手引き〉で確認してください。

【介護支援専門員証の更新について】

- ・「専門研修Ⅰ・Ⅱ」を修了しただけでは、介護支援専門員証（ケアマネ証）の更新はできません。
- ・有効期間満了日までに「介護支援専門員証（ケアマネ証）更新交付申請」の手続きが必要です。

ケアマネ証の更新交付手続きに関しては、福島県ホームページ「専門研修Ⅱ介護支援専門員証の更新の手続き（研修修了者）」をご確認ください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/r4senmon2.html>

【住所・氏名に変更がある場合】

・「介護支援専門員登録事項変更届出書」（第3号様式）の届け出が必要となります。

福島県ホームページ「4. 介護支援専門員の登録（2）住所・氏名・個人番号（マイナンバー）の変更」をご確認ください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/kaigosien-syuninkousin.html#4>

介護支援専門員の資格・届出等に関するお問い合わせ先

福島県高齢福祉課 E-mail：kaigohoken2@pref.fukushima.lg.jp

*届出等の各種様式は福島県高齢福祉課のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/kaigosien-syuninkousin.html>